

食品衛生申請等システムを利用した営業届出



→スマートフォンの方
(PC版サイトを表示する)

パソコンの方は、厚生労働省のホームページから、
食品ページの下部「食品衛生申請等システムについて」
▶**食品事業者の方はこちら** をクリックしてください。

〈事業者登録〉

- ① **GビジネスID**を作成 または、**アカウントの作成はこちら** をクリック
- ② 事業者登録が完了すると、登録したアドレスにメールがくるので、アクセスして完了。
- ③ IDとパスワードを入力してログインする

〈営業届出〉

- ① TOP画面左上の**営業届出**
- ② 届出営業施設一覧の一番下にある**新規届出(青いボタン)**
- ③ 営業施設情報を入力する
- ④ 主として取り扱う食品を入力する

選択→名称を入力して検索→選択

※取り扱う食品の例は裏面上部

⑤ 使用水の種類

- ・水道水直結の場合は、水道水を選択
- ・水道水以外の場合は該当する使用水を選択

(井戸水の場合は、飲用に適する水になり、水質検査の添付が必要です)

⑥ 営業の種類 **+** を押して選択ボックスを出す

⑦ 営業の種類を選択する

※内容は裏面中央部

※システム内の**営業種類の説明**でも確認できます

⑧ 食品衛生責任者を入力

※資格をお持ちでない方は、食品衛生責任者養成講習会の受講申込みをしてください。

お申込みは、北見地方食品衛生協会にて受け付けています。(TEL:0157-24-9734)

※eラーニングでインターネット上の受講も可能です。詳しくは、〈北海道食品衛生協会〉と検索して受講申し込みをしてください。

⑨ 衛生管理情報を選択

「有」を選択してください。

⑩ HACCPの取組を選択

従業員50名以上→①HACCPに基づく

従業員50名未満→②HACCPの考え方を取り入れた

⑪ **確認**を押す

*届出が完了すると、メールで**営業届受付通知**がきます。

日本標準商品分類の選択

総務省で刊行されている日本標準商品分類から、該当する

検索条件

大分類	未選択
名称	

検索 クリア 閉じる

1行追加します 届出情報

+	-	申請区分
---	---	------

資格	未選択
受講した講習会、資格取得年月日等	

養成講習会は主催者と受講年月日
例)北海道食品衛生協会、H26.6.1

〈主として取り扱う食品の例〉

調理食品（給食施設）、 飲料自動販売機、 洋生菓子、 水産加工品／水産食品、
 生鮮肉類、 弁当、 野菜／野菜加工品、 果実／果実加工品、 その他の食料品、
 コーヒー製品米穀、 牛乳／乳飲料、 アイスクリーム類
 ※上記の他、名称検索から一番近い分類を選択してください。

〈営業の種類〉

① 魚介類販売業（包装済みのみ）
② 食肉販売業（包装済みのみ）
③ 乳類販売業
④ 氷雪販売業
⑤ コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）
⑥ 弁当販売業
⑦ 野菜果物販売業
⑧ 米穀類販売業
⑨ 通信販売・訪問販売による販売業
⑩ コンビニエンスストア
⑪ 百貨店、総合スーパー
⑫ 自動販売機による販売業（コップ式を除く）
⑬ その他の食料・飲料販売業
⑭ 添加物製造・加工業
⑮ いわゆる健康食品の製造・加工業
⑯ コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
⑰ 農産保存食料品製造・加工業
⑱ 調味料製造・加工業
⑲ 糖類製造・加工業
⑳ 精穀・製粉業
㉑ 製茶業
㉒ 海藻製造・加工業
㉓ 卵選別包装業
㉔ その他の食料品製造・加工業
㉕ 行商
㉖ 集団給食施設
㉗ 器具、容器包装の製造・加工業
㉘ 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
㉙ その他